

日税グループは、税理士先生の情報収集をお手伝いします

日税ジャーナル 第8号



NICHIZEI journal

東日本大震災から2年 被災地の税理士が振り返る

津波に流されなかった

2011.3.11 3つのモノ

東日本大震災の発生から2年——。地震と津波の爪痕は今もなお残っている。地元企業の復興支援などに携わってきた宮城県仙台市の椎木秀行税理士にこの2年間に会計人として見てきたこと、感じたことを語ってもらった。



2011年3月11日に発生した東日本大震災から、早いもので2年が経ちました。被災地の復旧状況は想定よりも進まず、いまだに30万人を超す人々が仮設住宅などで避難生活を余儀なくされています。

復興状況はまだら模様で、沿岸部と内陸部、復興需要に沸く建設業種と需要が回復しない製造業やサービス業、高齢化が進む地域からの人口の流出など、格差拡大が加速しています。

この2年間、様々な形で復興支援に関わってきた会計人として見てきたものをお伝えしたいと思います。

中小企業経営者にとって、東日本大震災レベルの地震や津波という災害は、容赦なくすべてのものを奪っていきました。社屋や工場、大切な家族や従業員、生産場所と取引先など地域密着の中小企業にとっては、極めて狭い範囲に集中しており、一度災害が起ると、甚大な被害となります。

しかも、被害はそれだけにとどまりません。直接的な被害にあわなかった経営者も、売掛金が回収できなくなった社長、ガスが復旧するまで数カ月も営業ができない飲食店経営者、テナントが営業できないので賃料を受け取ることができないビルオーナー、半年から1年間の売上の目処が立たない経営者など、間接的な被害に苦しむ社長が相当数いました。

一方で、津波でも流されなかったモノが3つありました。

1. 資産は津波で流されても、負債は流されない。

今回の津波では、建物、機械、棚卸資産など、ほとんどすべての資産が流されてしまいました。しかし、流されなかったものがあります。それは負債です。

長年積み重ねてきた内部留保により構築した資産は、津波に対して無力でした。しかし、借入金、買掛金、リース債務は、非情なほど無傷で存在しています。その結果、今まで健全な経営をしていた会社ですら、一瞬にして債務超過に陥りました。

2. 生命保険は経営危機時の防波堤

「地震や津波で、流されなかった資産はなかったのだろうか？」

少し考えてみました。それは、まさに、保険ではないでしょうか。火災保険や地震保険などの災害のための保険はもちろんですが、経営者のためにかけていた生命保険で経営を立て直した中小企業も少なくなかったと思われます。経営者に万が一のことがあった場合の死亡保険は無論のこと、生き残った経営者にとって、救いの一手となったのが、解約返戻金のあるタイプの生命保険契約でした。

契約の時は、会計事務所の奨めで、あまり理解もせず契約した経営者でも、今回の震災では、「この生命保険があって助かった」

という感謝の声を聞いています。震災後の損害の補填、資金繰りの悪化に対して、強い力を発揮しています。

大切なデータをクラウド上に保存していた多くの会社が、被害を最小限に留めたのと同様、社外に資産を積み立てることができる生命保険は、「経営危機時の防波堤」といえるのではないのでしょうか。

3. 信用と絆 (KIZUNA)

生命保険以外で、津波に流されなかった資産があるとすれば、それは「信用」と「絆」だと感じています。

本社社屋を流されてしまったある経営者に、金融機関の支店長は、無条件で融資を決定しました。また、ある経営者には取引先から、多くの支援が寄せられました。貸借対照表には計上されない「信用」と「絆」という資産をどれだけ蓄えているかが重要なのだと思ひ知りました。

中小企業の経営者を万が一のリスクから救う生命保険という資産を築くことは、我々と経営者の「信用」と「絆」をより強くすると実感しています。

椎木秀行税理士

アイアンドエス税理士法人・代表社員。東北大学工学部卒業。1年4カ月で公認会計士試験に合格。監査法人で一部上場企業の監査業務、コンサルティング業務に携わる。2006年独立。

東北の事業者を応援しましょう!

日本税協連は、東日本大震災復興支援事業として、

「**税理士が応援する東北産品ショッピングモール**」をオープンしました。

日本税協連のホームページで、東北税協6県組合員の関与先事業者(特産品、民芸品、旅館など)を紹介します。

◎まずは「1人1品の購入」で応援をお願いします!

◎東北事業者の出店者をご紹介ください。

出店費用はすべて無料です(平成27年12月末まで)。

<http://www.nichizei.or.jp>



全国税理士共栄会の『全税共年金』

月々1万円から出来る 老後の安心積立

無理なく無駄なく掛金を自由に設定



老後の生活費として、これまで公的年金が大きな支えになっていました。しかし、加速する少子高齢化にともない、保険料負担と年金給付のバランスが崩れ、年金財政の悪化が問題視されています。厚生労働省からは、支給開始年齢を68歳に引き上げる案が飛び出すなど、多くの国民が公的年金の行方に不安を募らせています。

こうした状況ですが、豊かでゆとりのある老後を過ごすためには、健康を維持するのはもちろん、経済的な基盤をしっかりとっておくことも重要といえます。

そこで、先行きが不安な公的年金を補完する制度として注目を集めているのが、全国税理士共栄会（南口純一会長）の『全税共年

金』です。

全税共年金は、月々1万円から将来の備えができる独自の拠出型企業年金保険です。加入者本人が掛金を拠出して、将来年金あるいは一時金として受け取るシステムで、「税理士の関与先である中小企業や個人事業の経営者、役員、従業員などが自助努力によって豊かな老後を築くことが出来るように・・・」という思いから創設されました。

全税共年金の特長ですが、まず、生活設計に合わせて掛金を自由に設定できるため、無理なく無駄なく積み立てることができます。月払い（1口5千円で2口以上）と一括払い（1口10万円で任意の口数、月払いと併用）を上手く組合せることで、老後の生活設計に

マッチした積立が可能です。なお、掛金は加入後に変更することができるほか、積立金の管理・運用にかかる手数料についても、個人で加入するより低廉です。

年金の受取方法は、給付金の請求時に①10年確定年金、②15年確定年金、③10年保証期間付終身年金——の3種類から選択することが可能です。年金に代えて一時金でも受け取ることができます。掛金払込期間中に加入者が亡くなった場合には、脱退一時金に月払掛金の5倍相当額を加えた遺族一時金が支払われます。

詳細につきましては、全国税理士共栄会のホームページをご覧ください。

中小会計要領フォーラムを開催 —決算書で切り拓く新たな経営—

「中小企業の会計に関する基本要領」（中小会計要領）に基づく計算書類を作成することの意義、普及の重要性を再確認することを目的に、3月19日、東京・千代田区の東京国際フォーラムで「中小会計要領フォーラム」が開催された（主催＝中小企業の会計に関する検討会、中小企業庁。協賛＝日本税理士会連合会、日本商工会議所ほか。後援＝金融庁、法務省）。定員500名の会場は会計人らで埋め尽くされ、中小会計要領に対する関心の高さを示した。

フォーラムのメインテーマは、「決算書で切り拓く新たな経営」。当日は、参議院議員の佐藤ゆかり経済産業大臣政務官が開会の挨拶に駆け付け、「会計要領は、自社の経営状態の把握に役立ち、資金調達の強化実現のためにも重要なアイテム。

その普及・促進に当たっては支援機関となる税理士の協力が必要不可欠です」などと述べた。

最初のプログラムは、西武信用金庫の落合寛司理事長による「金融機関による中小企業支援と中小会計要領」をテーマにした基調講演。その中で落合理事長は、「キャッシュフロー経営が重視されるなかで、財務会計から管理会計への移行が極めて重要なポイントになる」などと指摘した。

引続き事例研究が行われ、税理士法人報徳事務所の赤岩茂代表社員・理事長、税理士法人平川会計パートナーズの西野道之助社員税理士がそれぞれ顧問先と登壇。「私はこうして経営を良くした！～中小企業の現場から～」と題し、会計を活用することで経営を良くした事例が公

開された（写真）。

西野税理士は、資金繰り指導において、月次試算表に月次の在庫を入れてもらい、預金残高推移表をグラフで作成してもらってバランスを確認。「経営環境が厳しくなればなるほど、こうした項目は重要なポイントになることから、資金調達力の強化につながる指導・アドバイスは欠かせない」などと日頃の取り組みを紹介した。

事例研究のモデレーターを務めた上西左大信税理士事務所の上西左大信所長（日税連調査研究部長）は、「会計は税務のためにあるだけでなく、自社の経営にも役立てられている事例からも明らかのように、新たな指導が税理士に求められ

ている。その点において、日税連作成の会計要領のチェックリストは、本来、企業にとっての通信簿と位置付けられるもの。融資面の活用に限らず、幅広い活用をぜひお願いしたい」と呼びかけた。

最後に、「今、決算書の信頼性が求められている！～中小企業支援者の現場から～」をテーマにしたパネルディスカッションが行われた。



『中小会計要領』普及に向けて 信用保証料率の割引スタート

中小企業向けの会計ルール「中小会計要領」の普及に向け、全国52の信用保証協会において、信用保証料率の割引制度が今年4月からスタートした。

これは、信用保証制度を利用する中小企業が、中小会計要領に従って計算書類を作成している旨の税理士等による確認書類（中小企業の会計に関する基本要領の適用に関するチェックリスト）を信用保証協会に提出することで、保証料率が0.1%割引引かれる制度。

信用保証料率の割引は、平成25年4月1日～平成28年3月末までに申し込んだ分まで適用される。割引制度の対象となる信用保証制度は、一般の保証などの責任共有制度対象かつ保証料率が弾力化された保証（特定社債保証、一括支払契約保証を除く）。セーフティネット保証など、特定の政策目的によって設けられている保証制度は対象外となる。

今回の割引制度の開始にともない、これまで実施していた「中小企業の会計に関する指針」採用企業に対する保証料率の割引は、平成25年3月末の申込みをもって終了となる。

なお、割引制度を利用する場合は、チェックリストと共に、「『中小企業の会計に関する基本要領』に基づく保証料割引制度の利用に関する確認・同意書」も提出しなければならないので注意したい。これらの書類は、日本税理士会連合会や中小企業庁のホームページから入手できる。

信用保証料率の割引制度により、中小会計要領の普及が期待されるどころだが、何といても、中小企業の経営をサポートする税理士の協力は欠かすことができない。関与先の経営状況の把握や経営改善の道具として、中小会計要領の活用が期待されるどころだ。



一般書籍のネット割引販売

日本税協連 4月1日からサービス開始

日本税協連は、一般書籍のネット割引販売事業を4月1日から開始しました。一般書籍、雑誌、CD、DVDが10%割引で購入できます。組合員限定サービスのため、日本税協連のホームページからご利用下さい。組合員共有のユーザー名とパスワードは以下の通りです。

ユーザー名： zeikyo

パスワード： h80322

関与先にも役立つ情報を掲載

今号の『日税ジャーナル』では、税理士事務所はもちろん、関与先も知っておきたい情報として「改正小規模宅地特例の改正点と節税のヒント」（6～7面）、「4月施行 改正労働契約法の注意点」（11面）を取り上げました。

これらの紙面をコピーして頂き、関与先への配布ツールとしてご利用いただけたら幸いです（紙面の右下に事務所印や記名のスペースもございます）。

今後も、税理士事務所はもちろん、関与先にとっても有益な情報を取り上げていくと共に、事務所の情報提供ツールとして気軽にご利用して頂けるよう、PDFなどでご提供できる仕組みも整えていく予定です。

事務所の情報提供ツールとしてとして是非、ご利用ください!



インタビュー

スペシャリストに聞く!

医療機関の支援において 押さえておくべきポイント



医療機関を取り巻く経営環境も大きく変わってきた。税理士事務所としては、関与先のニーズを的確に捉え、最善のアドバイスを提供したいところだ。そこで、医業経営支援のスペシャリスト、青木恵一税理士に税理士事務所が押さえておくべきポイントを聞いた。

税理士法人青木会計

代表社員 税理士 青木 恵一

平成4年、青木恵一税理士事務所開設。平成14年、税理士法人青木会計に組織変更。現在、会計人による医療・福祉・介護の経営コンサルティンググループMMPG(メディカル・マネジメント・プランニング・グループ)理事長、(公社)日本医業経営コンサルタント協会会員、日本医業経営学会評議員。著書に「医療法人の設立・運営・承継と税務対策」(税務研究会)など



——税理士事務所が医療機関を支援する際のポイントを教えてください。

税理士による医療機関の支援には、3つのステージがあると考えます。まずは新規開業のお手伝いです。特に、開業時には資金調達という大きな問題がありますので、日本政策金融公庫や民間の金融機関、ノンバンク、自治体の制度融資のほか、リースや自己資金などを上手く組み合わせ、それぞれの状況に適したアドバイスをすべきでしょう。雇用や労務にまつわる相談も受けますが、私の事務所では提携先の社会保険労務士事務所と一緒に支援しています。

2番目のステージは、医療機関を継続して運営するランニングの部分です。開業後、経営が軌道に乗ってくると、ドクター自身の年収も増えてきますので、所得税の負担が重くなります。しかし、診療報酬のマイナス改定など、医療機関の経営環境は厳しくなっていますので、今ある利益をしっかりと内部留保するためのスキームを組み立てる必要があります。そこで税理士に求められるのが、医療法人を効率的に設立するノウハウです。平成19年施行の第5次医療法改正以降は、基金拠出型法人の設立が主流となっています。

——基金拠出型法人の設立において注意すべき点がありますか。

基金拠出型法人の内部留保は相続税の対象となりませんので、親族間の承継に適していると思います。ただ、解散時の残余財産に対する財産権がなく、国等に帰属することになります。長年働いてきた対価として受け取りたいと考える場合は、役員退職金の積立てを行うなど、的確にハンドリングすることが重要です。その際には、生命保険の活用もひとつのキーワードになるでしょう。

——医療機関を支援する3つ目のステージとは?

最後は相続・事業承継の支援です。ここで注意したいのは、小規模の医療機関と大規模の医療機関では抱えている問題がまったく異なるという点です。平成元年から平成4年にかけて一人医師医療法人の設立ラッシュが起こり、現在、その方々が相続・事業承継問題を抱えています。この規模の法人は、役員退職金の手当てなどによって大部分が解決できると思います。一方、出資持分が膨らんでいる中堅・大規模の医療法人では、相続税の

3つのステージで医師をサポート

対象となる内部留保が蓄積されていますので、出資持分なし医療法人への移行なども検討する必要があります。医療機関の規模に関わらず、相続・事業承継対策を一緒に考えている方も多いですが、それでは正しいアドバイスはできません。

これは、医療機関のM&Aにも当てはまります。小規模の医療法人の場合、後継者不在のドクターが大学の後輩や知人に声をかけて経営を引き継いでもらう場合がありますが、大規模法人のM&Aは、後継者不在というよりも、経営不振を理由に売却するケースが目立ちます。倒産寸前というほど悪化はしていませんが、小泉政権の医療政策が非常に厳しく、中小病院で経営体力の弱いところはかなりの打撃を受けました。逆に、こうした医療法人を引き受けるところは、規模も大きく、新たな拠点が増えるというメリットがあります。小規模と大規模の医療法人では、M&Aの捉え方も大きく違ってくるわけです。

——医師や歯科医師は富裕層が多いですが、相続税が見直されますね。

はい。平成27年から相続税の基礎控除が下がり、最高税率が50%から55%に引き上げられますので、医師や歯科医師の先生方にとっては厳しい改正といえます。ただ、素晴らしい改正もあります。祖父母から孫など直系の親族に教育資金を一括贈与した場合、1人につき1500万円まで贈与税が非課税とされます。医療系の教育費は高額で、勉強期間も長くなりますが、これを前払いかつ複数のお孫さんに差をつけることなく同じ金額を渡すことができるわけです。私の事務所でも、相続対策としてお孫さんへの教育資金の贈与を提案してきましたが、今回の改正によって非常にアドバイスしやすくなりました。

——消費税の増税は医療機関にも影響はありますか。

社会保険診療報酬は、消費税が非課税のため、医療機関が病棟の建設や医療機器の購入で支払った消費税を転嫁できず、控除対象外消費税として負担しています。この問題が解決しなければ、消費税の増税によって医療機関の負担はさらに重くなります。そもそも、社会保険診療報酬の中には消費税分が含まれ

ていると行政側は主張しています。平成元年と平成9年に診療報酬改定を行い、控除対象外消費税の手当てとして1.53%を上乗せしたことで問題は解決したと言いますが、極端な話、上乗せの1.53%を返上する代わりにゼロ税率を導入するなど、納得できる対応をすべきだと訴えています。

一方、消費税にまつわる税理士の実務上の問題としては、医療・介護のサービスが多岐にわたり、最近は融合する部分も出てきたことで、消費税の課税判定においてミスが多発しています。地域包括ケアシステムが本格化すれば、さらに多様なサービスが提供されることが予想されますので、個々のサービスが消費税の課税対象なのか否か、しっかりと勉強しておきたいところです。

——地域包括ケアシステムとは、どのような取り組みなのでしょうか。

それぞれの地域の中で、医療や介護などのサービスを切れ目なく提供できる体制の構築を目指すものです。ただ、これも都市部と地方では医療体制や住環境などが違ってきますので、ドクターは各地域において自分が果たすべき役割を考え、地域密着型で連携していくことが重要だと考えます。特に、団塊の世代が75歳以上となる2025年問題については、その影響が最も顕在化するのは都市部と言われています。ドクターはもちろん、税理士も周辺の動きにアンテナを張っておく必要があるでしょう。

——医療機関も様々な経営問題を抱えているわけですね。

いつの時代も、医師や歯科医師にとって『増患』は重要な課題ですが、医療機関は一般企業のように価格競争や過剰サービスを提供するわけにはいきません。だからこそ、私の事務所では、お客様である医療機関に対して財務面について安心感を持って頂き、資金繰りなどを心配することなく、ドクターが治療に集中できる環境を整えることに全力を尽くしています。治療に集中できれば、患者サービスも向上し、その腕が本物であればリピートに繋がってくるはず。財務面において安心感を与えられるのは、まさに税理士事務所の役割ではないでしょうか。

熊王税理士の ワンポイント講座 消費税の落とし穴はココだ!!

賃貸マンションの駐車場 非課税となる条件とは…?

Q 居住用マンションと共に敷地内の駐車場を賃貸しています。賃貸借契約書では、家賃と駐車場料金は、その内訳を区分しないで賃貸料を設定しています。このような場合には、家賃だけでなく、駐車場部分も含めた賃料の全額が非課税になるものと考えてよいのでしょうか?

A ☆賃貸駐車場の課税区分
土地の貸付けは非課税とされていますが、駐車場の貸付けは施設の貸付けであり、原則として消費税が課税されます。

ただし、地面の整備やフェンス、区画、建物の設置等をせず、かつ、車両の管理をしていない、いわゆる青空駐車場の場合に限り、土地の貸付けとして非課税にすることができます(消基通6-1-5(注)1)。

なお、土地の貸付けであっても、1カ月未満の短期の貸付けは非課税とはなりませんので、

臨時駐車場として土地を10日間だけ賃貸するような場合には、たとえ更地の賃貸でも消費税が課税されることとなります(消令8、消基通6-1-4)。

実務上は、玉砂利を敷いただけの駐車場やロープを埋め込んで区画整理をしただけの簡素な駐車場も課税されているようです。

☆駐車場付き住宅の賃貸が非課税となるための要件

非課税となる駐車場付きの住宅とは、一般的には駐車場付きの一戸建住宅を指しますが、賃貸マンションのような集合住宅であっても、次の①～③の条件をすべて満たすような場合には、その賃貸も非課税として取り扱うことが認められています(消基通6-13-3)。

- ①入居者について、一戸当たり一台以上の駐車スペースが確保されていること
- ②自動車の保有の有無にかかわらず割り当てられていること等

③住宅家賃とは別に駐車場使用料等を収受していないこと
ご質問のケースでは、上記③の要件はOKですので、①及び②の要件もクリアした場合に限り、賃料の全額を非課税とすることができます。

☆敷地の外に駐車場がある場合

非課税となる駐車場付き住宅とは、住宅の敷地部分に駐車スペースを設けている場合や、住宅の一部を利用してガレージを設けている場合など、住宅の一部又は住宅に付随すると認められる施設であることが前提になっているものと考えられます。

したがって、入居者について、一戸当たり一台以上の駐車スペースを確保するために、道路を挟んだ向かいにある空き地を賃借して駐車場として入居者に使用させるような場合には、たとえ一戸当たり一台以上の駐車スペースが確保されていたとしても、その駐車場付き住宅の貸付けは非課税とはなり

ません。駐車場スペースは、あくまでも同一の敷地内に設けなければなりませんので、この場合には、賃料の内訳を家賃部分と駐車場部分に区分する必要があります。

☆一部の入居者だけ賃料を収受する場合

駐車料金を一部の入居者からだけ収受するような場合には、別途収受する駐車料金はもとより、駐車料金を収受していない入居者から収受する家賃についても、その内訳を区分した上で、駐車料金を課税売上高に計上する必要があります。別途収受した駐車料金だけを課税売上高に計上して申告することはできませんのでご注意ください。

熊王征秀(くまおうまさひで)税理士
昭和59年学校法人大原学園に税理士科物品税法の講師として入社し、在職中に酒税法、消費税法の講座を創設。平成4年同校を退職し、会計事務所勤務。平成6年税理士登録。平成9年独立開業。東京税理士会会員相談室委員、東京税理士会調査研究部員、日本税務会計学会委員、大原大学院大学准教授ほか。消費税関連の書籍も多数執筆。



税務スクランブル ~審判所の視点~

転貸建物を明渡す際の補償金

一時所得か、それとも不動産所得か…?

請求人Aは、B社が所有する地下2階・地上6階建てのビルのうち、地下1階、地下2階、中2階部分を賃借し、これらのフロアをC社に転貸していた。

平成19年、B社はビルを売却するため、請求人Aと賃貸借契約を解除することで合意。B社から請求人側に8000万円を支払うなど、明渡しの条件を提示したが、当時、転借人であるC社は焼鳥店を営んでおり、退去後に別の場所で焼鳥店を再開するには、少なくとも1億2000万～1億3000万円程度の費用がかかることを見込まれた。また、請求人側の賃借期間は40年以上と非常に長く、B社への貢献を考えると8000万円では少ないとして、明渡し費用について交渉が難航した。

しかし、ビルの売却はすでに決まっており、譲渡期限も間近に迫っていたため、B社

は請求人Aの意向を踏まえ、最終的に1億6000万円の支払いで合意に至った。ただ、その時点では焼鳥店再開の目的が立っておらず、C社に支払う具体的な費用が算定できなかった。そこで、請求人Aは税理士に依頼し、賃借料と転賃料を基に計算した結果、C社への明渡し補償金として1億3628万円を支払った。

その後、請求人Aは、B社から受け取った金銭を一時所得として確定申告を行ったところ、不動産所得の収入金額に算入すべきとして、当局が更正処分ならびに過少申告加算税の賦課決定処分を行ったことから争いが発生した。

受領した金員の用途が 所得区分のポイントに

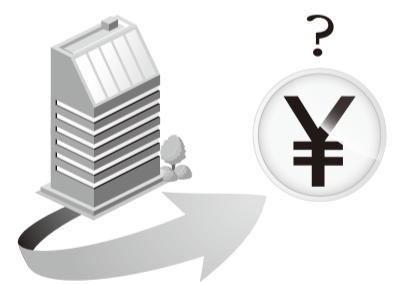
請求人Aは、「B社から受け取った金員は、転借人のC社とともにビルから退去するための

単なる明渡し料または協力金のため、その全額が一時所得に該当する」と主張。

一方、当局サイドは、「請求人AがC社に支払った金員は、所得税基本通達37-23により、請求人の不動産所得の計算上、必要経費に算入すべきもの。そうすると、B社が支払った金員は、請求人Aの不動産所得の必要経費を補填する金額のため、所得税基本通達34-1の(7)の注書きにより、請求人Aの不動産所得の計算上総収入金額に算入されるべき」と反論した。

これに対して審判所は、「B社から受け取った金員は、請求人AがC社に支払った金員を補填するもの、すなわち不動産所得の必要経費に算入すべき金額を補填する金額のため、その補填金も不動産所得に係る総収入金額に算入すべき」と判断。

ただし、B社から受領した金員とC社に支払った金員の差額については、「請求人Aは、C



社の焼鳥店再開の費用を念頭において提案金額の増額を要求したのに対し、B社は譲渡期限が迫っていたことで賃貸借契約の合意解除を急ぎ、請求人側の主張を受け入れて1億6000万円を支払っている。交渉過程を踏まえても、請求人Aが焼鳥店の再開費用以外のものを求めていたとはいえ、金員の差額については、その性質および用途等について特定されていない金額と認められる」として一時所得に該当すると判断、当局の処分を一部取り消した。

株式会社日税不動産情報センター 創立30周年記念セミナー

変転する経済・税制に 税理士はどのように 向き合っていくべきか



株式会社日税不動産情報センターは、おかげさまで創立30周年を迎えました。これまでのご愛顧に感謝を申し上げ、8月に記念セミナーを開催させていただきます。当日は、コメンテーターとしてもご活躍中の作家・江上剛氏による基調講演、岩下忠吾先生による税制改正セミナーに加え、第3部のパネルディスカッションでは、相続税の増税時代に税理士はどう向き合っていくべきか、3人の実務家が議論を展開します。日税グループ一同、多くの税理士先生のご来場を心よりお待ちしております。

開催要項

開催日時	2013年8月1日(木) 13:00~17:30		
場所	ホテルニューオータニ「鶴の間」(東京・千代田区)		
参加対象	税理士		
定員	1000名(申込み先着順に「受講票」を郵送いたします)		
受講料	無料		
主催	日税グループ: (株)日税不動産情報センター	(株)日税ビジネスサービス	(株)日税サービス
		(株)共栄会保険代行	

参加費
無料

第1部 基調講演

テーマ 日本・アジアのマーケットで中小企業が戦うための戦略
～税理士の役割とともに～

経済小説作家：江上 剛氏

1954年1月7日生まれ。兵庫県出身。1977年早稲田大学政治経済学部政治学科卒業後、旧第一勧業銀行(現みずほ銀行)入行。1997年第一勧銀総会屋事件に遭遇し、広報部次長として混乱收拾に尽力。2002年に「非情銀行」で小説家デビュー。2003年3月に銀行を退行後、作家として本格的に活動。近年は、日本経済の礎を築いた近代の経営者に着目し、三井財閥の池田成彬の人生を描いた「我、弁明せず」、安田善次郎の前半生の評伝「成り上がり」といった小説を上梓している。また、アジア各国で奮闘する日本企業を1年間に及ぶ現地取材で描いた「戦いに終わりなし 最新アジアビジネス熱風録」(文藝春秋)をはじめ、多くの企業・経済人を取材して、取材内容をまとめたノンフィクションも評価が高い。



第2部 税制改正セミナー

テーマ 平成25年度 資産税の税制改正のポイント 岩下 忠吾 税理士

第3部 パネルディスカッション

テーマ 相続税増税時代 このような制度・対策に対して、3人の実務家はどう考える?

パネリスト



岩下 忠吾氏
税理士
(岩下税理士事務所 所長)

昭和48年、税理士登録。日本税務会計学会副会長、租税訴訟学会理事、日本税務研究センター資産税事例研究員、東京税理士会会員相談員、東京地方税理士会税法研究所主任研究員、千葉県税理士会会員相談室主任相談員、早稲田大学法科大学院講師などを務める。



本郷 尚氏
税理士
(税理士法人タクトコンサルティング 代表社員)

昭和48年、税理士登録。昭和50年、本郷会計事務所開業。平成15年、税理士法人タクトコンサルティング設立。不動産活用・相続・贈与・譲渡など資産税に特化したコンサルティングを展開。資産税を軸とした税理士として、執筆、講演にも注力。



関根 稔氏
税理士・公認会計士・弁護士
(関根稔法律事務所 所長)

昭和45年、税理士試験合格。昭和47年、司法試験合格。昭和49年、公認会計士第三次試験合格。昭和50年、司法研修所を経て弁護士登録。平成2年、東京弁護士会税務特別委員会委員長。平成4年、日弁連弁護士税制委員会委員長などを務める。

コーディネーター



宮田 房枝氏
税理士
(税理士法人タクトコンサルティング)

平成13年、税理士試験合格。平成14年、上智大学経済学部卒業。大原簿記学校税理士講座講師、新日本アーンスト・アンド・ヤング税理士法人ほか会計事務所勤務を経て、平成23年にタクトコンサルティング入社。

◆お申込み方法の詳細につきましては、近日中にご案内させていただきます。

相続税の増税時代が
やってくる!!

知っておきたい

小規模宅地特例

改正点と節税のヒント

アドバイザー／関口 正二 税理士

平成25年度税制改正では、「資産再配分機能の回復」と「格差の固定化防止」の観点から相続税の非課税枠である基礎控除が4割縮小されました。このため、同時に地価の高い都市部での相続税負担の懸念を考慮して小規模宅地特例の見直しが盛り込まれました。

この特例は、事業用宅地・居住用宅地が生活基盤の土地であることから処分等には制約・困難が伴うため、一定の面積までは一定の評価減を認めるといったものです。評価減の幅は、特定事業用宅地・特定居住用宅地に該当した場合80%、貸付事業用宅地の場合は50%です。

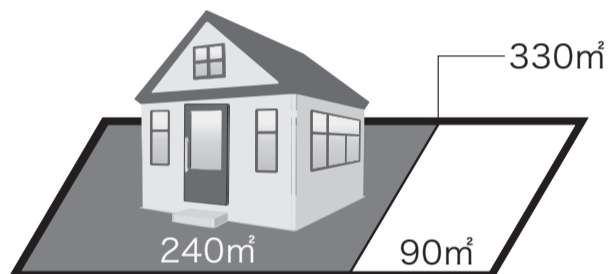
平成22年度改正では、①申告期限までの事業又は居住の継続・保有要件、②取得者ごとの適用要件判定、③一棟建物敷地の利用按分判定等の項目についてすべて増税となる見直しでした。今回は、すべて減税となる改正です。

ここでは、小規模宅地の評価減の改正点と節税へのポイントを解説します。

1. 特定居住用宅地の適用面積が330㎡に

特定居住用宅地の適用対象面積が、現行240㎡から330㎡まで引き上げられます。路線価が変わらなければ240㎡より広い宅地は、改正の効果で課税対象額が小さくなります。平成27年1月1日以後の相続・遺贈からの適用となります。

事例1 330㎡の宅地の場合の課税対象額の比較



路線価1㎡：50万円
更地：1億6,500万円

(表1)

	小規模宅地の特例の計算	評価減額	課税対象額
改正前240㎡ + 更地90㎡	240㎡×50万円×80%	9,600万円	6,900万円
改正後330㎡	330㎡×50万円×80%	1億3,200万円	3,300万円
課税対象額の差額			3,600万円

特定居住用宅地は、被相続人等の居住用宅地で、被相続人の配偶者又は下記の一定の要件を満たす親族（被相続人の配偶者を除きます）が取得したものをいいます。被相続人の配偶者が取得した場合は、無条件に適用出来ます。

- ア 同居親族が取得
⇒ 申告期限までの保有継続要件と居住継続要件の両方を満たした場合に適用
- イ 被相続人の配偶者と同居法定相続人がいないケースで「家なき子」が取得
⇒ 申告期限までの保有継続要件により適用
- ※「家なき子」とは、その者又はその者の配偶者の所有する家屋に相続開始前3年以内に居住したことがない者をいいます。

！ 節税のヒント①

現在は、老々介護といわれ、少子高齢化の影響により二次相続においては同居法定相続人がいないケースが多くなっています。生前対策として、相続人のマイホームは生前に父に売却する、または父名義でマイホームを取得しておき、相続人があえてマイホームを所有しないで「家なき子」になっておくことも一考です。

2. 特定居住用宅地と特定事業用宅地の完全併用

選択対象土地が、特定居住用宅地と特定事業用の場合は調整計算が不要となりました。

特定居住用宅地を最大330㎡、特定事業用宅地を最大400㎡の合計730㎡まで特例対象に出来ることとなりました。

特に都市部で、居宅敷地とは別に、個人経営店舗敷地・同族会社事業用敷地を保有している方には大きなメリットとなります。選択した適用対象土地に貸付事業用宅地がある場合は、調整計算します。改正後の調整計算（貸付事業用宅地を併用する場合のみ）は下記の計算式で行います。

①+②+③の合計地積 ≤ 200㎡

- ①特定事業用宅地等の適用面積 × $\frac{200}{400}$
- ②特定居住用宅地等の適用面積 × $\frac{200}{330}$
- ③貸付事業用宅地等の適用面積

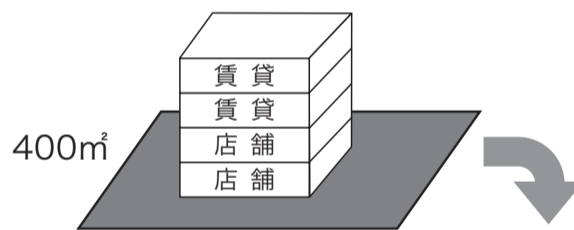
ポイントは、特定居住用宅地と特定事業用宅地がある場合には、最大730㎡適用可能ですが、貸付事業用宅地を少しでも選択併用した場合はぐんと小さくなってしまいます。

平成27年1月1日以後の相続・遺贈からの適用となります。

たとえば、路線価が50万円（1㎡当たり）の400㎡の敷地に被相続人の事業用の店舗2フロアと賃貸フロアが2つあるビルの敷地の場合を考えてみます。この地域の借地権割合は70%、借家件割合は30%を前提とします。そうすると表2の通り、小規模宅地の特例の適用できるのは合計300㎡までで、課税対象額は7,925万円となります。

では、この賃貸フロアが被相続人の住宅だったらどうでしょう？この場合は表3の通り、全部まるまる80%減が利用できるのです。課税される金額は4,000万円にとどまります。

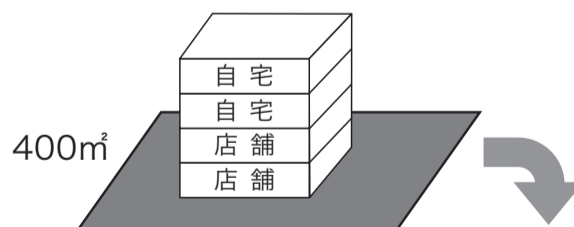
事例2



(表2)

	小規模宅地	評価減	課税対象額
店舗の敷地200㎡×50万円	特定事業用	80%	2,000万円
賃貸の敷地200㎡×50万円	貸付事業用100㎡※	50%	1,975万円
賃貸の敷地	残り100㎡	なし	3,950万円
課税対象額の合計			7,925万円

※調整措置…200㎡ - (200㎡×200÷400) = 100㎡…貸付事業用の対象
貸家建付地評価は200㎡×50万円×(100 - (70%×30%)) = 7,900万円



(表3)

	小規模宅地	評価減	課税対象額
店舗の敷地200㎡×50万円	特定事業用	80%	2,000万円
自宅の敷地200㎡×50万円	特定居住用	80%	2,000万円
課税対象額の合計			4,000万円

※調整措置…なし

！ 節税のヒント②

地価の高い立地に広い土地を持っている場合には、事業を継ぐことなどを前提として特例を上手に活用することがポイントです。

なお、子が相続する際に、事業を継がない場合や居住を引き継がない場合には、全体を貸付事業用にしてしまう方法も念頭に置いておきましょう。

相続税の基礎控除を4割縮小 地価の高い都市部は要注意!!

3. 二世帯住宅の敷地に適用できる幅が広がる

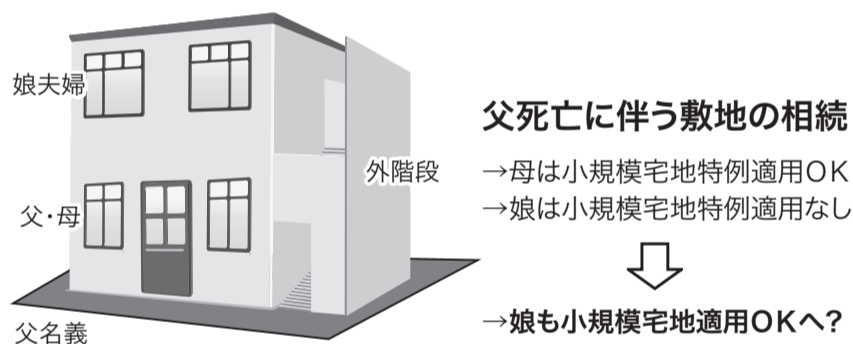
二世帯住宅には、内階段で内部行き来できる「内階段型」と、外階段等の利用により1階と2階を完全分離している「外階段型」があります。

改正は、「外階段型」の二世帯住宅です。現行の取扱いでは、1階と2階が外階段型で内部行き来できない場合の1階部分と2階部分の各「独立部分」は、別居となり同居親族とは認めず、子世帯の独立部分に対応する敷地について小規模宅地評価減が適用できません。例外として、①被相続人に配偶者がいない、②被相続人の独立部分に同居していた親族がいない場合に限り、子世帯を同居親族と認め、小規模宅地評価減の適用が可能となっています。

今回の改正内容は、二世帯住宅の完全分離型で、1階部分・2階部分の各独立部分に被相続人および被相続人の親族が居住していた場合には、各独立部分について1階・2階ともに小規模宅地特例の適用が可能とみられます。平成26年1月1日以後の相続・遺贈からの適用となります。

※改正法では「当該親族が相続開始の直前において当該宅地等の上に存する当該被相続人の居住の用に供されていた家屋に居住していた者」の「居住の用に供されていた家屋」が「供されていた一棟の建物（当該被相続人、当該被相続人の配偶者又は当該親族の居住の用に供されていた部分として政令で定める部分に限る。）」とされます。この政令については、現段階でまだ公布されておきませんので、改めて確認の必要があります。

事例3



！ 節税のヒント③

介護や二次相続を考えて、二世帯住宅で生活することも対策になります。

4. 老人ホームに入所した場合の適用要件も緩和

被相続人が老人ホームに入居していた場合、それまで居住していた自宅敷地について小規模宅地評価減の適用を受けられるか否かで争いになっているケースが後を絶ちません。

「生活の拠点」が自宅のままなのか老人ホームに移転したのが基本的な考え方となっています。現行では、老人ホームへの入所により空家になった住宅の敷地に対する小規模宅地の特例の適用要件（国税庁・質疑応答事例）にある4つのすべての要件が客観的に認められるときは、生活の拠点は自宅にあるとして小規模宅地特例に該当するものとしています。

一般的に、特別養護老人ホームは身体や精神に著しい障害があり常時介護を必要とする方のための入所施設であるため、病院の入院と同様に「生活の拠点」が移転したとはいえ、小規模宅地特例の適用が認められています。その他の老人ホームについては、入所時の状況で判断されています。しかし、現在は費用負担が軽い特別養護老人ホームは希望しても順番待ちで入居できないのが実態です。適用可否で問題となっているのは、特養をあらかじめ介護型の終身利用権付等の老人ホームに入居した場合です。課税当局の見解は、所有権型・終身利用権型の老人ホームについては、生活の拠点は老人ホームにあるものとして自宅敷地の小規模宅地特例の適用を認めていません。

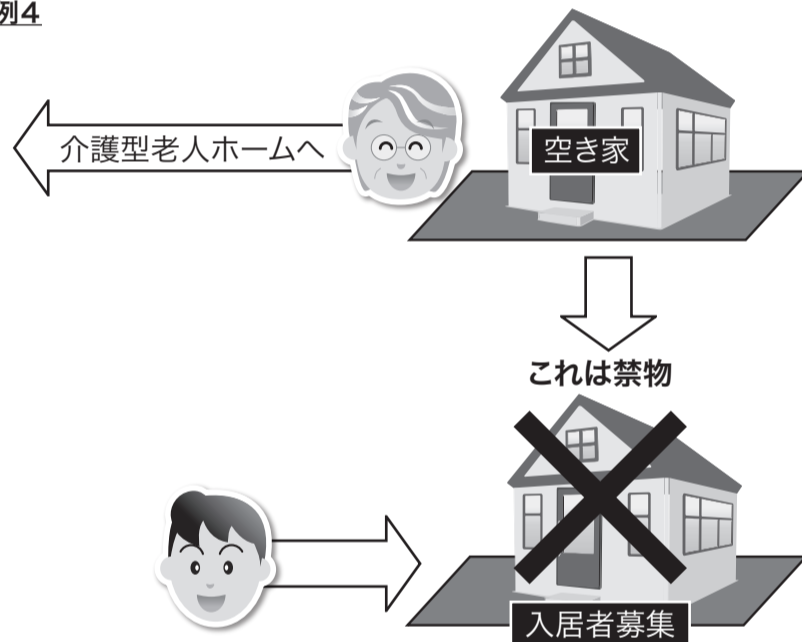
今回の税制改正では、実態に即した課税対応とするため、所有権型・終身利用権型の老人ホームであっても、①被相続人に介護が必要なため入所したものであること。②当該家屋が貸付等の用途に供されていないこと——の要件が満たされる場合に限り、空家の自宅敷地について小規模宅地特例の適用が認められることとなりました（※平成26年1月1日以後の相続・遺贈からの適用となります）。

※改正法では、小規模宅地特例の80%評価減の対象になるものとして、「居住の用」の規定に次のカッコ書きが追加されます。

（居住の用に供することができない事由として政令で定める事由により相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていなかった場合（政令で定める用途に供されている場合を除く）における当該事由により居住の用に供されなくなる直前の当該被相続人の居住の用を含む。同項第二号において同じ。）

居住の用に供することができない事由として大綱で記載された上記①の事由が含まれる政令の規定が置かれることとなります。また大綱に記載された上記②の詳細は、政令で定める用途で、はっきりします。たとえば親戚等に家を守ってもらうため使用貸借している場合が特例の対象に含まれるかどうかは、政令が分かれ目になると考えられます。政令に注目です。

事例4



！ 節税のヒント④

要件が緩くなりましたが、特に非介護型の老人ホームに入所していた場合には、自宅介護困難、自立生活困難等の理由により入所したと認められない限り、小規模宅地評価減特例は適用できないと考えます。

改正前

- ①被相続人の身体又は精神上の理由により介護を受ける必要があるため老人ホームへ入所することとなったと認められること。
- ②被相続人がいつでも生活出来るようにその建物の維持管理が行われていたこと。
- ③入所後あらたにその建物を他の者の居住の用その他の用に供していた事実がないこと。
- ④その老人ホームは、被相続人が入所するために被相続人又はその親族によって所有権が取得され、あるいは終身利用権が取得されたものでないこと。

改正後

- ①被相続人に介護が必要なため入所したものであること。
- ②当該家屋が貸付等の用途に供されていないこと。(事例4)

税制改正特集

平成25年度税制改正 早わかり!

富裕層を狙い撃ち、デフレ不況の脱却…

平成25年度税制改正の関連法案がさきごろ成立した。関与先の企業や富裕層に影響を及ぼす内容も多いだけに、税制改正のポイントをしっかり押さえておきたい。

監修= 関根 稔
税理士・公認会計士・弁護士



平成25年度税制改正 ～総論～

税理士 岡野 訓

平成25年度は、平成26年4月からの消費税率引き上げに向けた地ならしの年と位置づけられそう。低所得層ほど消費税の負担が重いとされる逆進性への批判をかかわすため、富裕層にねらいを定めた増税項目が目立つ。

そんな中、法人税においては前年に引き続き、減税項目が多数用意された。個人所得の拡大を目的とした税制の創設など、消費税率引き上げの条件とされる「経済状況の好転」を意識したものといえるかもしれない。いずれにせよ、個人増税、法人減税の流れは今後も加速していきそうである。法人をいかにうまく利用するか、これが今後税理士の課題となってこよう。

1. 法人税について

各種の投資促進税制の創設や、研究開発税制の延長、拡充や雇用促進税制の控除限度額の引き上げによって設備投資と人材投資の後押しをする。また、中小企業については平成25年4月1日以後始まる事業年度から年800万円までの交際費が全額損金となる。

2. 所得税について

課税所得4000万円超について45%の税率が新たに設けられることになった。住宅ローン減税は適用期限が4年間延長され、最大控除額も400万円（認定住宅は500万円）に拡充される。また、金融所得課税の一体化が推進され、公社債や株式の課税関係の統一化が図られる。同族

会社が平成28年1月1日以後に発行する社債の利子で、その同族会社の役員が支払いを受けるものについては、源泉分離課税ではなく、総合課税とされる点には注意が必要だ。

3. 相続税・贈与税について

平成23年度改正法案に盛り込まれていた内容がそのままスライドした形になったが、死亡保険金の非課税範囲の縮減は今回の改正には盛り込まれていない。そのほか、新たな制度として、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の導入や小規模宅地等と事業承継税制の適用対象の拡大や要件緩和が行われた。

4. 消費税について

平成26年4月から8%、平成27年10月からは10%に引き上げられる予定だが、「経済状況を好転させること」が施行の条件となっているため、実現性には不透明感が残る。

5. 延滞税等の見直し

市中金利と比べ高すぎると批判の多かった延滞税の引き下げが行われる。納期限から2カ月間は現行の4.3%から3%程度へ、2カ月を超えた場合の14.6%については9.3%程度まで引き下げられる。これに合わせて、納税の猶予等がされた場合の延滞税の税率や利子税及び還付加算金についてもそれぞれ年4.3%から年2%程度に引き下げられることになる。

金融証券税制の改正(ISA、金融所得一体化)

税理士 掛川 雅仁

1. 10%軽減税率分離課税廃止と日本版ISAの創設

上場株式の譲渡と配当の10%分離課税は本年で廃止され、来年1月から本則の20%課税になる。これに伴い、10年間について最大500万円の非課税投資を可能とする日本版ISA(証券版マル優)が創設される。非課税口座は本年10月から開設可能だ。

2. さらなる金融所得課税一体化 (1) グルーピング見直しと損益通算範囲の拡大

金融所得課税一体化もさらに進展する。従来、公社債等の利子は20%源泉分離課税だが、償

還益は総合課税の雑所得だった。一方、償還前の譲渡益は非課税、損失はないものとされ、他の金融商品との損益通算は不可だった。割引債は発行時に18%源泉分離とされ、償還時の課税はなかった。

これを平成28年1月を境に、改正後は、1) 金融商品の色彩が強い特定公社債等と、2) それ以外の一般公社債等、3) 割引債の3つに区分し、さらに、株式と併せて、①特定公社債等と上場株式、②一般公社債等と非上場株式というように、①金融商品と、②それ以外にグルーピングし直す。この結果、上場株式と非上場株式の損益通算は禁止される。

(2) すべて20%分離課税に

特定公社債等の利子は20%申告分離となり、源泉徴収もされるので申告不要も選択できる。特定公社債等の利子で源泉徴収されるが支払調書が提出されないものと、一般公社債等の利子は、20%源泉分離を維持する。

特定・一般公社債等の譲渡、償還、一部解約による利益や、割引債の償還益も20%申告分離だ。割引債の源泉徴収は償還時20%になる。損失は上記グルーピングで通算する。

特定公社債等の控除しきれなかった損失は、翌年以後3年間、特定公社債等の利子・譲渡益は勿論、申告分離を選択した上場株式の配当や譲渡益からも

控除できる。

特定公社債等を特定口座に入れ、そこで損失が生じれば、特定口座内の上場株式の配当や譲渡益とも通算可能となる。源泉徴収特定口座では源泉徴収も行われ、取扱いは上場株式と同様になる。

特定口座に入れられる特定公社債等は、原則、平成28年1月以後取得分だが、平成28年中に限り、それ以前取得分もOKだ。

(3) 同族会社の私債は?

同族会社の私債で役員等が受ける利子や償還金は総合課税になるが、平成27年12月以前発行分は、特定公社債等に該当し、申告分離になる。

住宅税制の延長と拡充

税理士 渡邊 雄一

住宅税制については、既存制度の延長がされるとともに、消費税増税による建設需要への影響を考慮し税額控除の上乗せがなされた。この上乗せ措置は、平成25年9月までに契約し、平成26年4月以降に引き渡されることによる消費税の経過措置が適用されるものは、対象外なので申告の際に確認が必要であろう。

延長・拡充された住宅税制であるが、消費税の増税と住宅減税を踏まえ、所得が低い者は拡充された住宅減税の上限まで控除を使い切れないので、消費税増税の影響が及ばない平成25年9月までに契約すべきであろう。

1. 住宅ローン税制の延長と拡充

平成25年末までとされていた

制度が4年間延長され平成29年末までとされた。住宅の取得時期に応じローン控除の上限があり、平成26年3月までの取得は一般住宅200万円、認定長期優良住宅と認定低炭素住宅である両認定住宅については300万円とされている。また、平成26年4月以降取得については消費税増税の影響軽減のため、限度額は一般住宅400万円、認定住宅500万円と拡充された。

なお、低所得者対策として所得税額から控除しきれない住宅ローン減税分を住民税額から控除する仕組みについても、現行上限9.75万円を平成26年4月以降取得分は13.65万円とする改正も行われている。

また、居住開始年に転勤によ

り転居し同年中に帰任し再入居した場合の住宅ローン控除についても改正により適用されることとされたのは朗報だ。

2. 住宅取得等税制の拡充と延長

ローンを利用せずに行った住宅の取得や増改築は、ローン控除の対象とはならないが、良質な住宅の取得や増改築であれば税額控除が受けられることとされている。これについても、以下のような延長と拡充が行われた。

(1) 住宅を新築等した場合

認定長期優良住宅を新築等した場合についても、ローン控除と同様、平成29年末まで延長されるとともに、控除限度50

万円が平成26年4月以降取得は65万円とされた。また、対象となる良質な住宅の範囲も拡充され、平成26年4月以降は認定低炭素住宅も対象とされた。

(2) 既存住宅の増改築による特別控除

既存住宅についての改修工事についても平成29年末まで延長されるとともに次の通り拡充された。

	平成26年3月まで	平成26年4月以降
省エネ改修	20(30)万円	25(35)万円
バリアフリー改修	15万円	20万円
耐震改修	20万円	25万円

(カッコ内は省エネ改修とあわせて太陽光発電装置を設置する場合の限度額)

生産設備、経営改善投資促進税制

税理士 犬飼 久美

1. 中小法人の交際費は 800万円まで全額損金算入

交際費等の損金不算入額の定額控除額が従来の600万円から、800万円に引き上げられ、定額控除額以下の10%を不算入とする措置も撤廃された。平成25年4月1日以後開始事業年度からは、中小法人の交際費は800万円まで全額損金算入できる。800万円超の金額が全額損金不算入となるのは従来と変わ

らない。平成26年3月31日までで措置法の期限が切れるが、以後も延長のうえ、大企業への適用範囲拡大が検討されている。

2. 商店は店舗内の イメージアップで税制優遇

商店等が店舗のエアコンの入れ替えなどを、商工会議所や税理士等に相談してから行えば、特別償却(30%)や税額控除(7%)が受けられる。青色申告中小企業

者のうち、卸売業、小売業、サービス業及び農林水産業(風営業等を除く)が対象で、製造業は対象外となる。従来の中小企業者の特別償却と異なり、医療業はサービス業から除かれるので、注意が必要だ。

取得期間は、平成25年4月1日から平成27年3月31日まで。対象資産は、30万円以上の器具備品か、60万円以上の建物付属設備だ。事前に、認定経営革新等支援機構等の指導が必要だが、支援機構には認定を受けた税理士も入る。

中小商業等がターゲットのため、取得価額の要件が低く、節税効果も少額だが、冷暖房設備の更新なども対象なので、手軽に利用できる制度といえる。景気低迷により、設備更新も億劫になっていた商店を、やる気にさせようという狙いだ。

3. 製造業は設備投資で税制優遇

青色申告法人が生産設備を取

得すれば、特別償却(30%)や税額控除(3%)が受けられる。取得期間は、平成25年4月1日から平成27年3月31日まで開始事業年度。対象資産は、製造業等の用に直接供される減価償却資産で、本店建物や事務用器具備品等は対象外となる。適用を受けるには、①対象資産の取得価額合計が当期損金経理した償却費(対象資産の特別償却費を除く)を超え、かつ、②前期に対象資産を取得していれば、当期はその10%超取得する必要がある。

資本金等の基準がなく、大企業でも適用でき、リースでも税額控除の適用は可能だ。②は、適用初年度であれば当然クリアできるが、①は、生産設備以外の資産の償却費も含めるため、所有資産が少ない企業や、既存の資産が古くて償却額が少ない企業には有用だろう。



所得拡大・雇用促進税制

税理士 石井 幸子

1. 所得拡大促進税制の概要

個人の所得水準の底上げを後押しする税額控除の制度が導入された。

税額控除額は、法人の使用人(役員の親族等を除く)に対する給与等支給額が、基準事業年度の給与等支給額と比較して5%以上増加した場合のその増加額の10%相当額で、法人税額の10%(中小企業は20%)を上限としている。

平成25年4月1日から平成28年3月31日までに開始する各事業年度において適用される。

比較の対象となる基準事業年度は、この制度の適用対象期間の最初の事業年度の前事業年度に固定される。3月決算法人では、平成26年3月期がこの制度の適用初年度となるため、その前事業年度の平成25年3月期が基準事業年度となる。

基準事業年度との比較の他に、①法人全体の給与等支給額

が前事業年度の給与等支給額を下回らないこと、②1人あたりの平均給与等支給額が前事業年度の1人あたりの平均給与等支給額を下回らないこと、の2つの要件も満たす必要がある。これは、この制度が「個人の所得水準の底上げ」を後押しする制度であるため、法人全体の支給額の増加とともに、1人あたりの支給額の増加をも要件としているのである。

2. 雇用促進税制の拡充と 有利選択

雇用促進税制は、事業年度中に雇用保険の被保険者(役員の親族等を除く)が5人以上(中小企業は2人以上)、かつ、10%以上純増した場合に、その増加した人数に対して、1人あたり20万円の税額控除を受けられる制度である。平成25年度税制改正では、この1人あたりの控除額が40万円に増額された。

人数増加の要件の他に、給与等支給額が前事業年度より増加していることも要件とされている。

規模の大きな企業は、雇用者の10%増の要件を満たすことは難しいため、人数の要件がない所得拡大促進税制のほうが利用しやすいと思われる。これに対して、規模の小さな企業や設立して間もない会社などは、人数の要件を比較的満たしやすく、その場合には所得拡大促進税制

と雇用促進税制の有利選択を行うことができる。

ただし、雇用促進税制は、適用を受けようとする事業年度開始後2月以内と終了後2月以内に、それぞれハローワークで雇用保険の被保険者数の確認を行うという事前準備が必要となるため注意が必要である。

所得拡大促進税制は、事前準備は不要であるが、申告時には適用の有無の確認を必ず行うべきである。



相続税の改正

税理士 佐々木 克典

1. 相続税の課税の強化

平成27年1月の相続から、課税ベースの拡大と税率構造の見直しを目的として、相続税の課税が強化される。相続税の基礎控除は『5000万円+1000万円×法定相続人の数』から、『3000万円+600万円×法定相続人の数』に引き下げられ、相続税率は最高50%から55%に引き上げられ、かつ、税率区分も6区分から8区分に細分化される。

バブル期に比べて相続税の課税割合が6.8%から4.0%に減少し、実効税率が22.2%から11.2%に下落しており、相続税の目的である富の再分配機能が低下していることが理由とされて

いる。ただし、生活基盤が脆弱な者への救済として、未成年者控除は年額6万円から10万円、障害者控除は年額6万円(特別障害者は12万円)から10万円(特別障害者は20万円)に引き上げられた。

2. 贈与税率の引き上げ

相続税率の引き上げと同様に平成27年1月の贈与から、贈与税率も最高50%から55%に引き上げられ、税率区分も6区分から8区分に細分化される。また、20歳以上の者が、親や祖父母などの直系尊属から贈与を受けた場合は、通常の贈与より軽減される税率が設けられた。たとえば1000万円の贈与に対する贈与税額は、通常の贈与では

231万円だが、直系尊属からの贈与であれば177万円になる。

相続時精算課税の年齢制限の緩和や、教育資金贈与の非課税制度の新設など、高齢者世代から現役世代への財産移転の誘導を税制が支援しているといえるだろう。

3. 相続税等の国籍ルールの改正

日本人夫婦の子供であっても、海外で出生した場合は日本国籍を取得しないことが可能だ。このような子が、居住者から在外財産の贈与を受けても日本の贈与税は課さなかった。これを利用したのが、在外財産を祖父から日本国籍を有しない孫へ贈与した事案である(名古屋

地裁 平成20年(行ウ)第114号)。

このような租税回避スキームの封じ込めを目的とし、被相続人や贈与者が居住者であった場合は、受贈者等が日本国籍を有していなくても、国内財産のみならず在外財産にも相続税や贈与税が課されるようになる。

問題は、日本に居住していた外国籍の親に相続が発生すれば、相続財産が在外財産のみであっても、日本に一度も来たことがないような外国籍の子に相続税が課されてしまう点だ。このような子に、どのように日本の相続税を課していくか、実務上の問題が残っている。

教育資金の一括贈与特例、 子や孫への贈与税の軽減税率

税理士・公認会計士 濱田 康宏

1. 教育資金の一括贈与特例

直系尊属である親、祖父母、それに曾祖父母が、30歳未満の受贈者である子や孫、それに曾孫に対し、学校の入学金や授業料など教育資金を一括贈与する場合に特例を設ける。贈与というが、贈与資金をまず一旦そのまま金融機関に拠出させる。金融機関では、子や孫名義の新設口座で受け入れし、教育資金が必要な都度払い出しさせる。基本は立替払いの精算であり、払い出し時に領収証の提出が要求される。金融機関が確認を行って、教育費への用途を担保させる仕組みだ。

拠出額は、受贈者1人あたり1500万円を限度とするが、塾や習い事の月謝など、学校等以外への教育資金は500万円限度だ。そして、受贈者が30歳になった時に、贈与の使い残りに贈与税が課される。

元々、扶養義務ある親族間で必要な都度する教育費の贈与は非課税であり、この制度の本質は、一括して前渡しした時点でも課税されないという納税猶予だ。

本制度をいかに使うべきかだが、基本は祖父母から孫あるいは曾孫への贈与だろう。初孫を喜ぶ気持ちを表現する手段であり、あるいは、もはや孫・曾孫の成長を見届けることができないう高年齢あるいは病床の祖父母が想いを託する手段と位置づけできる。後者は相続税対策の効果も見逃せない。

本制度は平成25年4月から平成27年12月末までの拠出に限られるが、最長30年の制度を導入している以上、この先も延長される可能性が高そうだ。

2. 子や孫への贈与税の軽減税率

相続税の税率構造見直しに合

わせ、贈与税も税率構造を見直した。3000万円超は55%の税率とするが、カーブをなだらかにするため1000万円から1500万円の部分は45%とした。

これに対し、直系尊属からその年1月1日現在20歳以上の子や孫等への贈与は、大きく税率を下げた。300万円から3000万円までの税率は、一般分と比べ5%から10%程度低く設定している。高齢者から消費の多い若年層への資金シフト期待の表れだと理解すべきだろう。

相続時精算課税も同様に、受贈者に推定相続人以外にも孫を含め、贈与者の年齢を65歳以上から60歳以上に引き下げた。これらは、平成27年1月以後の贈与から適用だ。

1、2の両制度ともに、高齢者から若年者への資金の移動と、それによる市場の活性化の期待が、立法趣旨だと理解できる。

1については、すでに開始している制度であり、まさに趣旨通りに利用できる制度だと、顧問先への早急な周知が必要だろう。



相続時精算課税の改正

税理士 佐藤 増彦

1. 利用可能範囲が広がる

相続時精算課税制度の利用対象者が広がった。①贈与者の年齢要件について、これまでの65歳以上から60歳以上に引き下げ、②受贈者の範囲について、20歳以上の孫を加えた。贈与を考えるのは、早くても55歳、常識的には60歳位からであろう。いままでは65歳未満で制度を利用できなかった人達がいたが、改正によって贈与を考えるほぼ全員が利用できる制度になったといえる。

2. 制度の仕組みを理解して利用

改正は、平成27年1月1日以後の贈与から適用される。相続

税の基礎控除額の引き下げによる相続税の課税強化時期と同じだ。親族間の贈与について、①暦年贈与、②相続時精算課税による贈与、③住宅資金贈与の特例、④教育資金の一括贈与特例と、多様な方法が準備されたので、税理士は、その中から最善の方法をアドバイスしなければならない。

相続時精算課税を利用すると、2500万円の特別控除を受けられるため、贈与税の負担なしに大型の贈与が可能だ。特別控除額を超える部分の贈与についても、一律20%の税負担で贈与税の納税義務は完了する。

この特徴を生かした相続対策

を考えれば、生前の遺産分割も可能だ。遺留分放棄の代償として相続時精算課税を利用するのも一案だ。相続対策以外にも、例えば、事業経営に不安を抱える経営者なら、将来の倒産等に備え、資産を分離する手法としての利用も考えられる。

ただし、相続時精算課税を利用する際には最終的な相続税の負担についても検討する必要がある。いったん相続時精算課税を選択すると、同じ贈与者からの贈与について暦年贈与に戻れないことも留意しておくべきである。

3. 利用上の注意点

孫が、相続時精算課税の受贈者の範囲に加えられた。しかし、孫への贈与について安易な利用は税負担の増加を招きかねない。孫は1親等の血族ではないため、相続税の申告段階で相続税額は2割加算されるからだ。相続時精算課税では、財産の価額は贈与時の価額に固定されてしまう。地価が値下りする時代には、不動産の生前贈与が、不動産価額の高値確定になってしまいかねない。相続税対策として相続時精算課税を利用するについては慎重であるべきと思う。

事業承継税制は 当然利用する制度へ変革したのか？

税理士 飯田 聡一郎

1. 事業承継税制の改正点

平成27年から適用となる事業承継税制の改正点は、①経済産業大臣への事前の確認を不要とし、②経済産業局への年次報告等の書類が大幅に軽減される。さらに、③親族外への承継を認め、④贈与の場合の先代経営者の退任を不要とし、有給で取締役を続けることが可能になり、⑤確保すべき雇用の8割を5年間の平均として計算することにし、⑥株券不発行の会社でも利用可能となる。そして、⑦雇用確保要件で打ち切りの場合、延納や物納への切替が可能となり、⑧利子税が2.1%から0.9%に引き下げられ、⑨事業承継後5年経過すれば5年間の利子税は免除されることとなる。ま

た、⑩債務控除方式の変更で、より有利な相続税の計算が可能になる。

2. 当然に利用を検討すべき制度に！

従来は、経済産業大臣の事前確認がなければ適用を受けられず、さりとて適用を受ける予定もなく事前確認をするのも無駄というジレンマがあった。改正後は、相続発生後に要件を満たすなら、利用を検討すべき制度となる。

しかし、ストライクゾーンは思いのほか狭い。中小企業に限るという意味で上限が画され、株式の評価が低額な会社では利用価値がないという意味で下限が画されている。さらに、オー

ナーグループの持株が発行済み株式の過半数を超えるという制限があり、代表者がグループ内で筆頭株主でなければならないという制限もある。また、現状では要件を満たしていても、5年間の雇用確保ができないことが見込まれる場合、あるいは廃業が見えている場合なども、本制度を適用しない選択肢となる。

3. 本制度を利用する場合は 出口対策が重要

本制度は、適用段階では納税猶予だが、承継人が死亡した場合や、次の代への経営承継で、猶予額が免除される。納税者は、免除される可能性があるなら、本制度を積極的に使いたい

と考えるだろう。

一方で、使い勝手が向上したとはいえ、打ち切りのリスクがゼロではなく、絶対に安全な制度とはいえない。

この改正で、退職者が相次ぐことで雇用確保要件が外れるなど、納税者がコントロール不能なリスクは解消された。リスクは、5年内と、5年経過後に区分して検討する必要があるが、5年を経過した後なら、その時点で贈与税の納税猶予を利用して後継者にバトンタッチをすることで、猶予税額を、バトンタッチ時点での税額まで引き下げることができる。

4月施行 改正労働契約法の注意点

～パート、契約社員とのトラブルを防ぐために～



有期労働契約についてルールを定めた「改正労働契約法」が今年4月に施行された。柱となるのは、パートや契約社員など有期労働契約者が5年を超えて働いた場合、本人の希望で無期雇用への転換が認められる点だ。トラブルを事前に防ぐためにも、経営者や人事労務担当者が押さえておくべきポイントを解説する。

改正労働契約法が平成25年4月1日に施行されました。今回の法改正は、期間の定めのある労働契約（有期労働契約）に関するもので、改正点は次の3つです。

- I. 有期雇用から無期雇用への転換
- II. 雇止めの規制強化
- III. 不合理な労働条件の禁止

ここでは、今回の改正労働契約法のポイント、実務上の留意点、今後の対応等について説明していきます。

I. 有期雇用から無期雇用への転換

有期労働契約者の雇用の安定を図るため、同一の使用者との間で、有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合は、有期契約労働者の申込みにより期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換します。

(1) ポイントと実務上の留意点

①通算契約期間5年の計算について

2以上の有期労働契約の通算期間が5年を超えている場合が対象となり、ちょうど5年間の通算契約期間をもって契約満了となる場合や、契約締結時から5年を超える有期労働契約が締結されていて、一度も更新がないときは対象外になります。

また、同一の有期労働者と使用者との間で、空白期間を置いて有期労働契約が再度締結された場合、その空白期間が6カ月（もしくはその直前の契約期間が1年未満の場合はその2分の1）以上あるときは、その空白期間より前の有期労働契約は5年のカウントに含まれません。

なお、この通算契約期間5年の起算日は、本年4月1日以降の日を契約期間の初日とする有期労働契約から、通算契約期間のカウントが始まります。

②現在締結している有期労働契約の契約期間が満了する日までに申込み

以上の要件を満たしても、労働者が使用者

に申込みをしなければ、無期労働契約に切り替わりませんが、この申込みは通算契約期間が5年を超える契約期間の初日から末日までの間に申込みをすることが出来ます。つまり、現に締結している有期労働契約の期間中に5年を経過する状況であれば、当該有期労働契約の契約期間初日から申込みをすることが可能となります。

無期転換の申込みをした場合、現に締結している有期労働契約の契約が満了する日の翌日から無期契約に転換することとなります。一方、無期転換申込権を行使しなかった場合でも、再度有期労働契約が更新されると、新たに無期転換申込権が発生し、更新後の有期労働契約期間が満了する日までの間に、無期転換申込権を行使することが可能です。

(2) 今後の対応

今後、企業はこの無期労働契約転換についてどう対処していくかをあらかじめ検討しておく必要があります。具体的には、無期転換申込権が生じないように更新回数の上限を採用当初から契約書等で明示し、雇用管理していく方法や、無期契約への転換を認める方向で無期転換者用の別の就業規則を作成し、既存の正社員とは区別して制度を設定するなどの方法が考えられます。

II. 雇止めの規制強化

最高裁判所で確立している雇止めに関する判例法理を規定し、一定の場合に雇止めを認めず、有期労働契約が締結又は更新されたものとみなすこととしました。

(1) ポイントと実務上の留意点

①対象となる有期労働契約

対象となる有期労働契約は、下記2つです。
(i) 有期労働契約が反復更新され、雇止めが解雇と社会通念上同視できると認められる場合

(ii) 労働者が契約期間満了時にその契約が更新されると期待することに合理的な理由があると認められる場合

②労働者からの申込みが必要

対象となる有期労働契約があったとして、使用者による雇止めの意思表示に対して、労働者からの契約更新の申込行為が必要となります。この申込行為は、書面である必要はなく、労働者による何らかの反対の意思表示が使用者に伝わればよいとされています。

(2) 今後の対応

有期労働契約では、雇止めをめぐるトラブルを事前に予防するために、更新の回数や通算更新期間の上限を設定する場合には、初回の労働契約書や労働条件通知書にあらかじめ記載しておくことが重要です。

III. 不合理な労働条件の禁止

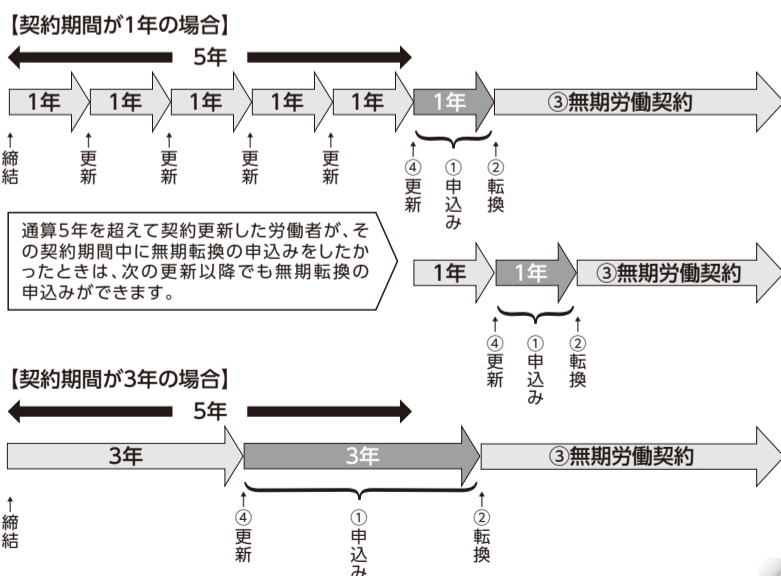
有期労働契約者と無期労働契約者との間に労働条件の相違がある場合、有期契約労働者にとって不合理と認められるものであってはならない。

賃金や労働時間だけでなく、労働契約の内容となっている災害補償、服務規律、教育訓練、福利厚生等、労働者に対する一切の待遇が対象となっています。その労働条件の相違が不合理であるか否かは、(i)職務の内容 (ii)職務に伴う責任の程度 (iii)職務内容・配置の変更の範囲によって判断するとしています。

IV. トラブル防止のポイント

これまで、有期労働契約の法改正について説明してきましたが、労働者と使用者との信頼関係が重要です。そこで、適切に労働契約を締結してトラブルを防ぐためのチェックポイントを下にまとめました。

無期転換の申込みができる場合



参照) 厚生労働省:労働契約法改正のポイント

～労働契約のチェックポイント～

労働契約締結時、書面にて明示が必要な項目

- 1 労働契約の期間に関する事項
- 2 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項
- 3 就業の場所・従事すべき業務に関する事項
- 4 始業及び終業の時刻、残業の有無、休憩時間、休日、休暇に関する事項
- 5 賃金の決定、計算および支払方法、賃金の締め・支払日に関する事項
- 6 退職に関する事項
- 7 昇給の有無
- 8 賞与の有無
- 9 退職手当の有無

有期労働契約運用のポイント

- 10 有期労働契約を更新しない場合は、少なくとも30日前までに予告する。
- 11 有期労働契約期間中は、やむを得ない事由がない限り、契約期間の途中で解除することはできないと理解している。
- 12 明示した更新判断基準に従って契約更新の有無を判断し、契約更新の度に、契約書を取り交わしている。

アドバイザー／黒川 健吾 平成9年、社会保険労務士登録。黒川社会保険労務士事務所開業。
特定社会保険労務士 平成19年特定社会労務士登録。
同年、社会保険労務士法人アーク&パートナーズを設立。

Opinion オピニオン 組織再編成税制の立案担当者が語る

「税理士業務はリスクビジネス」



日本税制研究所・代表理事
朝長 英樹 税理士

——朝長税理士が代表理事を務める日本税制研究所の活動について教えてください。

日本税制研究所は当初、税制に関する具体的な制度改革案を提言していました。しかし、納税者や税理士から税制の解釈について質問や相談される機会が増え、現在はそうした方々のサポートや解説本の執筆などを中心に活動しています。

——具体的にどのような質問が寄せられますか。

平成12年の税制改正以降に関する内容がほとんどです。今、税理士の先生方が頭を悩ませている問題も、その大半は平成12年以降の新しい税制に関するものだと思います。

——その頃、朝長税理士は財務省主税局で税制改正の立案を担当されていたね。

はい。私は平成12年に有価証券取引・デリバティブ取引・ヘッジ処理・外国為替取引等の取扱いなど金融取引税制の抜本改正、平成13年には組織再編成税制の創設や連結納税制度の創設を主導しました。立案に当たっては、法令の条文を詳細に

書くことを決めていました。

——そのように思った理由は？

税務調査に携わっていた頃、法令や政省令では対応できないものが多く、そのほとんどを通達や内部の取扱いで判断していました。これは、租税法主義の観点からも正常とはいえません。こうした状況を改めるため、法令の条文を詳細に書かせて頂きました。ただ、そうすると租税回避が起こりやすくなる恐れもあります。組織再編成税制を創設する際にも、その点は承知していましたので、制度の濫用や潜脱したものを否認するために「組織再編成に係る行為又は計算の否認規定（法人税法132条の2）」を設けました。

——それを根拠に税務当局から否認され、税務訴訟になっているケースがあります。

節税と租税回避は紙一重のところもありますので、租税回避か否かの判断は非常に難しいと思います。とはいえ、組織再編成税制が創設された以上、税理士としても法人税や相続税の節税対策の選択肢から外すことはできません。もし、それを適用

しなかったことで、大きな節税のチャンスを逃したとなれば、税理士の責任が問われるでしょう。

——では、どのように対応すれば良いのでしょうか。

世の中が複雑になっている以上、税制が易しくなることはありません。また、税制が難しくなれば、それだけ税理士にとっては危なくなったといえます。事実、平成12年の税制改正以降、税理士業務は非常にリスクビジネスになったと感じています。リスク回避のため、何よりも関与先のために、税法の法律家として知識を身に付けておくべきでしょう。ただ、個人の力には限界がありますので、近年の改正内容をすべて正しく理解するのは至難の業です。日頃からネットワークを広げ、それぞれの案件に精通した専門家の力を借りることが不可欠だと考えます。私自身、納税者や税理士の相談に対して一人で判断することはしません。

——いずれにしても勉強は欠かせないわけですね。

一番のリスクは、制度の中身を『知らない』ということ

で、中身を知らなければ、制度が適用される可能性すら見過ごしてしまいます。先ほども述べましたが、関与先に損失を被れば損害賠償が請求されます。知らなかったでは済まされません。組織再編成税制は大きな節税効果が期待できますので、税理士として長年築き上げてきたものをすべて失ってしまう恐れもあるわけです。今後、税理士のミスを見つけて関与先に損害賠償を勧めるというような人が出てくる可能性もゼロとは言えないでしょう。いずれにしても、昔とは比較にならないほど、税理士業務はリスクビジネスになったことを自覚する必要があります。

書籍紹介 今を読み取るおすすめ本

会社合併実務必携【第二版】

組織再編成の中でも、最も重要と考えられている「合併」。本書は、その実務上の手続きの流れを読者に正しく理解してもらうことを念頭に置いて編集。合併の税務のみならず、企業が合併を行うべきか否かの判断に係る事項をはじめ、合併の法務やその具体的な処理例に至るまで、読者の知りたいことを幅広く丁寧に解説。

日本税理士会連合会 編集
朝長英樹、竹内陽一、掛川雅仁、武田雅比人、小林磨寿美、鈴木達也、岡野訓、石井幸子、長谷川俊也、新沼潮、鷹取俊浩、濱田康宏、有田賢臣、棟田裕幸、武地義治 著
定価3,800円（税込）

最新 外国子会社合算税制【タクス・ヘイブン対策税制】

企業の海外進出が増加の一途をたどる中、ますます重要な制度となる外国子会社合算税制（タクス・ヘイブン対策税制）の制度。本書は、同制度創設以来の変遷をはじめとして、その仕組み、さらに申告書の記載例から平成22・23年度改正の経過措置の詳細に至るまでを、詳しく解説。また、本制度の全体像を知る上で有益な、関係法令・通達の構造について分かりやすく図示している。

朝長英樹 編著
今井正輝、郭曙光、藤川池、池田祐介 著
定価5,800円（税込）

リース税制【第二版】

本書では、①法令の規定に即した解釈、②リース取引の特性を十分に踏まえてあるべき税制を追求、③法的性質と経済実態的確に把握し、法令の解釈やあるべき税制を検討、④まず賃借人の取扱い、その後賃借人の取扱いを解説して検討——という点に留意しつつ、第二版では、リース税制の初心者のため、著者による座談会を掲載するほか、Q&Aも大幅に充実。

朝長英樹 編著
大塚直子、新沼潮、池田祐介 著
定価3,780円（税込）

医療法人の法務と税務【第二版】

実務経験豊富な執筆陣が、医療法人の種類、設立、組織、運営、事業譲渡・合併・解散など、医療法人にまつわる実務上の多くの疑問点に対し、関係法令・各種通知を踏まえ深度ある検討を行い、充実した内容の回答を提示。会計制度および税務のすべての実務上の取扱い、留意点を具体的に解説。ロングセラーの第二版。

日本税理士会連合会 推薦
朝長英樹 監修
佐々木克典、竹内陽一 編著
長谷川敏也、吉田久子、鈴木達也、山田純也 共著
定価4,300円（税込）

発行：法令出版株式会社 〒162-0822 東京都新宿区下宮比町2-28-531 日本税協連ネットからも 日本税協連 検索
TEL 03(6265)0826 FAX 03(6265)0827 URL http://e-hourei.com 上記書籍を購入できます。 http://www.nichizei.or.jp

中小企業が抱える労務問題

～関与先のトラブルを防ぐために、税理士が知っておきたいこと～

セミナー収録DVDを 読者プレゼント!!

先着100名様

関与先の経営者や
人事労務担当者も
必見!

とっても参考になる内容です。

貸金・解雇、うつ病、セクハラetc 中小企業の労務トラブルが多発!

税理士が知っておきたい中小企業の労務問題を解説

貸金や解雇、セクハラ、パワハラの問題に加え、最近は100万人を超えている「うつ病」をめぐるトラブルなど、全国各地で中小企業の労務紛争が深刻化しています。労務紛争は関与先企業の成長に悪影響を及ぼすため、税理士先生にとっても他人事ではありません。そこで、税理士先生を対象としたセミナー「中小企業が抱える労務問題～関与先のトラブルを防ぐために、税理士が知っておきたいこと～」の収録DVDを先着100名様にプレゼントします。5人のプロフェッショナルが、事例を交えながら労務問題や対策を解説します。

プレゼントをご希望の方は…
（株）日税サービス（TEL 03-5323-2100 担当：柿崎、宮本）までお電話ください。